账

# 髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 力
 月

 ー
 丁
 目
 2
 2
 日

 年
 週
 2
 回
 (
 火曜日・金曜日)

目 次

○基本測量の終了の通知 (2件)	(用均	也対急	(表課)	1
○公共測量の実施の通知	(	"	)	1
○道路の区域変更	(道	路	課)	1
○道路の供用開始	(	"	)	1
◎高知県立甲浦港海岸緑地公園及び高知				
県立手結港海岸緑地公園の指定管理者				
の指定	(港灣	等・治	毎岸	
	課)			1
公 告				
○開発行為に関する工事の完了	(都市	計計画	画課)	1
高知海区漁業調整委員会指示				
○浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る打	指示			2
告示				

## 高知県告示第174号

国土交通省国土地理院長から平成26年5月高知県告示第321号 (基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が平成27年2月28 日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第3項の規定により告示する。

平成27年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県告示第175号

国土交通省国土地理院長から平成26年5月高知県告示第322号 (基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が平成27年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

平成27年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県告示第176号

土佐市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成27 年3月19日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39 条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成27年3月31日

高知県知事 尾﨑 正直

1 作業種類

公共測量 (基準点測量)

2 作業期間

平成27年3月9日から同年4月30日まで

3 作業地域

土佐市宇佐町

# 高知県告示第177号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成27年3月31日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名大豊物部
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市物部町安丸字 上ミ椎山1238番3から 香美市物部町安丸字 下モ椎山1255番1まで	前	3. 7	25	
		後	10. 1	25
香美市物部町柳瀬字 林山247番2から 香美市物部町柳瀬字 林山244番1まで	前	4. 6	151	
	後	13. 6	151	

## 高知県告示第178号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名大用大方
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡黒潮町大井川字下モ 谷74番1から 幡多郡黒潮町大井川字ニヤ 38番まで	175	平成27年 3 月31 日
幡多郡黒潮町加持川字ウハ イ736番1から 幡多郡黒潮町加持川字ウハ イ734番2まで	67	平成27年 3 月31 日

# 高知県告示第179号

高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例(平成13年 高知県条例第6号)第19条第1項の規定により公園ごとに指定管 理者の指定をしたので、同条例第23条第1号の規定により次のと おり告示する。

平成27年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 高知県立甲浦港海岸緑地公園
- (1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称 安芸郡東洋町生見758番地3

東洋町

(2) 指定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

- 2 高知県立手結港海岸緑地公園
- (1) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称 香南市夜須町千切537番地90

株式会社ヤ・シィ

(2) 指定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成27年3月31日

高知県知事 尾﨑 正直

許可番号		開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名	
	平成27年3月10日	南国市久札田字石神	高知市薊野東町6	

26高都計第602号1714番 4番 2 - 3 号 シャトーあゆみ106森永 哲治、森永育世

# 海区漁業調整委員会指示

# 高知海区漁業調整委員会指示第72号

浦ノ内湾におけるあさりの採捕について、漁業法(昭和24年法 律第267号)第67条第1項の規定に基づき、平成27年3月20日に 次のとおり指示した。

平成27年3月31日

高知海区漁業調整委員会会長 志磨村 公夫 (採捕の制限)

- 1 浦ノ内湾において、次に掲げる区域内では、あさりを採捕してはならない。ただし、国の機関又は地方公共団体(大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。)が、あさりに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合(当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他関与を受けて採捕する場合を含む。)を除く。
- (1) A区域(天皇洲の区域)

次の点アから点才までの各点を順次に直線で結んだ線及び 点才と点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点ア 北緯33度26分15.6秒・東経133度25分26.7秒

点イ 北緯33度26分10.0秒・東経133度25分22.8秒

点ウ 北緯33度26分2.2秒・東経133度25分38.9秒

点エ 北緯33度26分6.5秒・東経133度25分51.9秒

点オ 北緯33度26分13.0秒・東経133度25分47.2秒

(2) B区域(宇佐大橋の南西側の区域)

次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び 点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点ア 北緯33度26分18.1秒・東経133度26分16.0秒

点イ 北緯33度26分14.2秒・東経133度26分19.0秒

点ウ 北緯33度26分7.9秒・東経133度26分17.2秒

点エ 北緯33度26分6.2秒・東経133度26分10.3秒

点オ 北緯33度26分13.1秒・東経133度26分8.9秒

(指示の有効期間) 2 この指示の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月

2 この指示の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月 31日までとする。 0